

あおぞら



UR

UR都市機構

<http://www.ur-net.go.jp/>

2022
February

2月

vol.
243

出会いや語らいのある
心ときめく
春の訪れを信じて……

空からこんにちは
福岡市西区

アーベイン四季
姪浜

大型ショッピングセンターに隣接し 公園のような開放的な中庭と子育て環境が充実。

福岡市西部の姪浜地区にある「アーベイン四季・姪浜」は、地下鉄姪浜駅徒歩約5分に位置し、西や東へもアクセス良好の立地です。40以上の店舗が連なるショッピングタウン「ウエストコート姪浜」に隣接し、外食や日常のショッピング環境もとても充実しています。

建物は、芝生広場を取り囲むように全6棟が立ち並び、敷地内中心部には緑と季節の花があふれる広場や子供たちがのびのびと遊べるプレイロットが配置されていて、まるで大きな

公園のような空間が「アーベイン四季・姪浜」の大きな魅力でもあります。

また、団地から徒歩約2分の場所に保育所、中学校、約6分の場所には小学校があり、区役所、図書館などにも近く子育て環境も整っています。



広場には子どもたちのためのプレイロットが点在

目次

- 2p ● URの団地店舗へ行こう！
<キャンペーン 第2弾>
抽選で当たる、選べるプレゼント！
- 3p ● 家賃改定特別措置の令和4年度
更新申請手続きはお済みですか？
● 障がい者等駐車場利用料金
減額措置のご案内
● 高齢者等の方がご利用できる
相談窓口
● 知っていますか？見守りサービス
- 4p ● 団地商店街訪問
アーベイン室見
- 5p ● みんなdeコミュニティ
- 6p ● 住まいセンターだより
粗大ゴミについて/結露対策について
- 7p ● 暮らしの備忘録
● 漢字あそびプレゼントクイズ
● 家賃及び駐車場利用料金
口座振替について
- 8p ● 団地ひろば

緊急事故
受付センター 24時間緊急事故時の連絡先

〔水漏れ・断水・停電などの
トラブルが発生した場合〕

☎ 0570-004-001

(または、092-861-2525)

業務受託者：日本総合住生活株式会社

※お電話はおかけ間違いのないよう、
番号をよくご確認ください。特に、夜間は
ご注意くださいようお願いいたします。

お友達やご家族を
ご紹介いただいた方に

10,000円相当額の
金券プレゼント!



URの団地店舗へ行こう！キャンペーン

抽選で当たる、選べるプレゼント！

第2弾

漫画家・イラストレーターの

スケラッコさんのオリジナルエコバッグ 100名

500Pontaポイント 300名

応募期間 2021/12/20(月)
～2022/3/18(金)まで

応募方法 STEP 1 お近くのUR団地店舗又は
管理サービス事務所へ行く

STEP 2 ポスターのQRコードを読み込む

STEP 3 キャンペーンサイトにて入力、応募完了！

これで
応募完了！

カンタン!!

※実際のバッグはイラストの
色等が異なりますので、あ
しからずご了承ください。



お問い合わせ先

「URの団地店舗へ行こう！キャンペーン第2弾」事務局
メール：tenant01@ur-net.go.jp
営業時間：10:00～17:00 ※土・日・祝日を除く

※メールの受信は24時間受け付けておりますが、ご返信にはお時間を頂戴しております。
※事務局の開局期間は、2022年4月28日(木)までとなります。以降のお問い合わせは
UR都市機構公式サイトの「お問い合わせ窓口」までお願いいたします。
URL: https://mms.ur-net.go.jp/m/mail_136



お近くのUR店舗は
QRコードを読み込んで探せます！

QRコードが読み込めない方はこちら
<https://www.ur-net.go.jp/chintai/tenant/tenpo/>

家賃改定特別措置の令和4年度更新申請手続きはお済みですか？ ～令和3年度に特別措置の適用を受けている方が対象です～

UR都市機構では、家賃改定に伴い家賃が引上げとなった住宅にお住まいの方のうち、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方々を対象として、居住の安定を図るため、家賃の上昇を抑制する特別措置を講じています。

この特別措置の適用を受けていただくためには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

令和3年度に特別措置の適用を受けている方には、令和4年度の更新申請についての案内と更新申請書を送付し、現在、申請を受け付けておりますので、まだお済みでない方はお早めにお手続きいただきますよう、ご案内いたします。

特別措置の適用を受けている生活保護世帯の方につきましては、令和4年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、UR都市機構から案内と申請書を送付させていただきます(令和4年3月中旬ごろ)ので、もうしばらくお待ちください。

家賃改定特別措置の令和4年度更新申請手続きについて

※この措置は建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。

対象者	令和3年度に特別措置の適用を受けている方 ※特別措置の適用を受けていない方は更新申請の対象とはなりません。	
受付期間	高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方 令和4年2月28日(月)まで	生活保護世帯の方 令和4年3月31日(木)まで
受付場所	お住まいの団地を管理している管理サービス事務所又は住まいセンター等	
提出書類	・「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」(対象者の方に郵送したもの) ・必要書類(住民票、住民税課税証明書等) ※詳細はお手元の案内をご覧ください。	
お問合せ先	お住まいの団地を管理している住まいセンター等	

障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、下記の障がい等の程度に該当し、世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額(※)が15万8千円以下の場合、日常生活を支援するため、駐車場利用料金(消費税課税前)を10%減額する措置を講じております。

なお、当該措置の適用を受ける場合は、申請手続きが必要となります。

当該措置の詳細及び申請手続きにつきましては、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

※所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得に換算し、更に控除額を差し引いた金額を12で割った金額のことです。なお、控除額は世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって変わります。

【対象となる障がい等の程度】

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障がいのある方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級又は2級の障がいのある方で常時介護を要する方
- ③療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方
- ④児童相談所、知的障がい者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神障がいがあると判定されている方で常時介護を要する方
- ⑤要介護認定を受けている要介護度が1から5である方

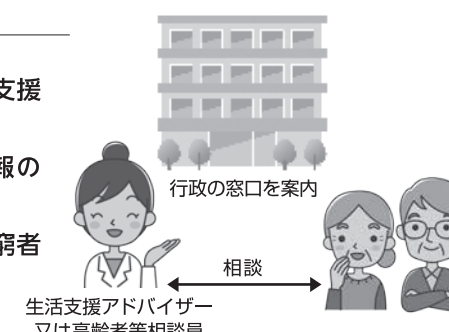
高齢者等の方が ご利用できる相談窓口

「高齢者等相談員」と「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、ご高齢の方からのご相談等を受け付けています(定期的に一部の団地を巡回し、直接ご相談等を受け付けています)。また、一部の団地に「生活支援アドバイザー」を配置し、同様の相談等を受け付けています。

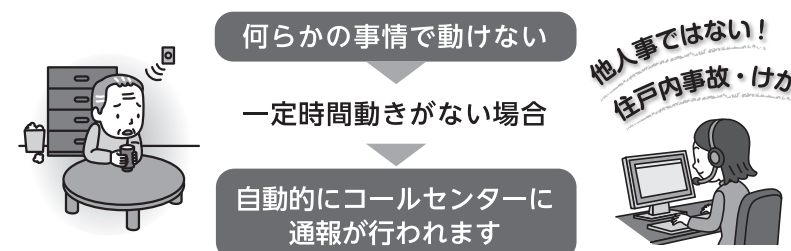
主な相談内容

- ・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
- ・見守りサービスや生活関連情報の提供
- ・行政の福祉窓口の案内(生活困窮者支援相談窓口などを含む)
- ・公営住宅窓口の案内



知っていますか？ 見守りサービス

見守りサービスは、URのパートナー事業者：立山科学株式会社が、住宅内に設置する安否センサーからの安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。



月額料金	・初期費用(事務手数料・機器設置代)として7,249円(税込)が別途必要です。 ・約3年に1回の電池交換が必要となり、別途料金が必要です(2,640円(税込)/台)。
990円(税込)	

【お問合せ先】詳しくは、最寄りの住まいセンターまでお問合せください。

◎お住まいの団地を管轄する住まいセンター等の情報はこちらからご確認いただけます。

～住宅内設備等が故障等により使用できなくなったときは、速やかにご連絡をお願いします～

URお問合せ先一覧

検索



新型コロナウイルス感染症に便乗した悪徳商法にご注意ください。



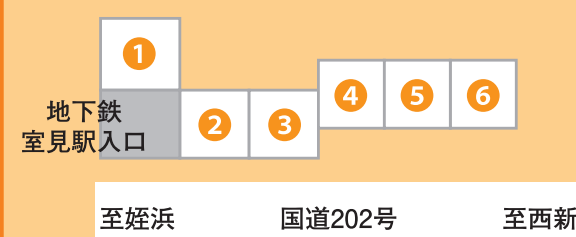
地下鉄室見駅の出入口に直結し 国道に面した利便性の高い立地！

アーベイン室見の1階が商店街になっていて店舗の前に国道が走り、西に姪浜、東は都心・天神に続いています。店舗の前にはバス停があり、また、商店街の一角は地下鉄室見駅の出入口という人の往来が多い好立地の商店街です。



地下鉄の出入口と団地建物の出入口の間にある店舗。

アーベイン室見-商店街配置図



一般待合室



一般待合室と区別した「発熱・感染症待合室」



5 多め勢



当店は、昭和43年天神に創業し平成10年ここに移転。本格江戸前手打ち蕎麦のおいさを福岡に定着させたことで蕎麦通にはなじみの老舗です。当店の名物「越前おろし」は、店主と親交のあった俳優の故・宇野重吉さんの故郷・福井県まで赴いてレシピを学び、福岡では他店に先駆けて提供したそうです。辛味大根をつゆに使ったこのおろし蕎麦は、宇野さんの好物だったとか。素材にこだわり常に蕎麦の高みを目指す店主の田口さんは、実はあの「三瀬そば」や「能古うどん」の仕掛け人でもあります。蕎麦のおいしい時期を尋ねると「蕎麦は秋に収穫して乾燥し、その後製粉が行なわれるので年末でしょうか。私は冬でも必ず冷たいそばを食べます」とおっしゃっていました。

3 為朝



また、丹波大納言を使った「蕎麦風味最中」など、御うどんと甘味を提供しています。「実は、ここで新たに和菓子づくりに挑戦しようと思っています」と田口さん。福岡の新たな名物が、また一つここから誕生するかもしれません。



店主が考案した「そば風味もなか」は、もなか生地と餡を別々にパッケージ。餡は「つぶあん」と「こしあん」が選べる。



6 MATISSE(マティス)



4 SCENE by MATISSE (シーンバイ マティス)



MATISSE(マティス)は、ここから少し離れた場所で約17～18年前に創業。この場所(店舗)が空いたことを知り移転しました。「多め勢」を挟んだ一軒隣の「SCENE by MATISSE(シーンバイ マティス)」は、さらに店舗を拡張する目的で約1年前にオープン。店舗は分かれています。スタッフが行き来し、同じサービスを提供しています。「地域に根差した、皆さんに愛される美容室をめざしています」と店主。迎えてくれるスタッフ一人ひとりの笑顔がとても明るく、店舗全体が元気で活気にあふれていました。

みんなde コロナ禍が一段落した令和3年の年末に久々に恒例イベントが開催されました！



コミュニティ

令和3年の12月中旬、コロナ感染者数が一桁台に落ち着き、感染防止対策を徹底した上で恒例のイベントが2年振りに開催されました。

福岡市早良区 原団地

「第9回 原団地餅つき大会」が開催！ 2年振りに年末の風物詩が戻ってきました！

12月19日(日)、当日は雨の予報。曇り空に気を揉みながら集会所前の広場では自治会スタッフが寒さの中、会場づくりを黙々と進めていました。2年振りということもあり、なんとか開催したいという思いが叶ったのか、開始時間の9時には青空が顔をのぞかせる「餅つき日和」に！「来年はきっと良い年になる兆しですね！今回は、例年よりちょっと少なく100kgをつきます」とスタッフ。集会所前の広場には前日から洗っておいた餅米を用意する係、それを蒸す係、蒸し上がりを一度餅つき機にかける係、臼でつく餅を返す係、つき上がった餅をちぎって丸める係、集会所ではそれをパックにつめる係と一連の態勢を整え、「餅つき大会」が始まりました。

用意した2臼には、親子・友人・知人同士、ご夫婦、また、お孫さんと一緒につく高齢の方の姿も。「はい！それ！」と返し手がリズムカルに合いの手を入れると、つき手はそれに合わせてべったん、べったんと杵を振り下ろし、乾いた寒空に心地よい音を響かせていました。お餅の販売は12時からでしたが、30分前には100人弱の長い行列が！皆さんつきたてのお餅を心待ちにしている様子でした。



長い、長い行列・・・年末の風物詩！



慣れた手つきで餅を丸めています！



あざやかな「返し手」の美技が目釘付け！



蒸し上がったもち米を一度、餅つき機へ入れる！



いよいよ2年振りの餅つきがスタート！



お孫さんと一緒に。幸せなひととき！



子どもたちも参加、良い思い出に！

遠賀郡水巻町 梅ノ木団地

ふれあい体操とフォークダンスで クリスマスパーティーを満喫！

12月16日(木)、定期的に開催していた「ふれあい体操」もコロナ禍のため長らく中止していましたが、ようやく今回4カ月振りに再開。今回の開催は、クリスマス時期に近かったことから、「クリスマスパーティー」も同時に開催することになりました。

会の前半は、いつもの「リズム体操」。座ったまま手足を動かす体操ですが、リズムに合わせて鈴を鳴らす体操や色あざやかなスカーフを振ってリズムを取る体操など、数分の体操が10種類！座っていてもかなりの運動量です。ここで10年続けてきたこの「ふれあい体操」のグループは、地域の健康づくりに寄与した功績が称えられ、昨年11月、町から感謝状をいただきました。

会の後半は、クリスマス気分で踊るフォークダンス。オープニングは、白いマドロスハットをかぶったおそろいの衣装で「あこがれのハワイ航路」からにぎやかにスタート。続いてレクダンス「一人の手」、震災支援プロジェクトのテーマソング「花は咲く」、さらにイスラエルやマケドニアのフォークダンスなど、輪になって踊るダンスやステップを踏むダンスなど全10曲があっという間に終了。最後に全員にお弁当とクリスマスプレゼントを配り、1年を締めくくりました。



色あざやかなスカーフを使ってリズム体操



あーあー、憧れのハワイー、こーろー！



ステップを踏むフォークダンス



鈴を鳴らしてリズムに合わせ・・・



クリスマスプレゼントは何かなあ～？



久しぶりの再会に皆さんウキウキ！



フォークダンス用の衣装も色とりどり！

住まいセンターだより

福岡住まいセンター 092-433-8123

北九州住まいセンター 093-383-9533

鹿児島地区
(株) 東急コミュニティー鹿児島支店 099-250-1778

熊本地区
明和不動産管理・キューネット共同体 096-322-5000

長崎地区
長崎県住宅供給公社諫早事務所 0957-26-9053

UR賃貸住宅に長く住んでいただいていますと、入居した当初と家族構成等に変更が生じてくる場合があります。これらの変更に応じて『名義承継願』・『氏名変更願』・『不在届』・『留守番届』・『同居届』・『家族等変更届』などといった願届・届出を提出いただく必要がございます。詳しくは住まいセンター等にお問い合わせ下さい。

快適な住環境と暮らしのルールを守りましょう！

清潔な環境を維持するために
ゴミ出しルールを守りましょう！

粗大ゴミについて

- 一般廃棄物の収集・運搬は、市区町村の認可事業者しか行えません。
- 自転車などの粗大ごみは、各市町村や事業者各自が問合せ、責任を持って処分してください。
- 一般家庭で使用していた家電製品を処分する場合は、「家電リサイクル法」に則って家電製品の小売業者などに依頼し、所定のリサイクル料を各自が負担して引き取ってもらいましょう。(家電リサイクル法では、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目を廃棄する際、所定のリサイクル料を各自が負担し、販売店が回収、メーカーがリサイクルするよう定めています)
- 回収料金などはトラブルがないよう事前に確認しましょう。
- 退去時に発生した粗大ゴミを一般ゴミ置場に捨てることは絶対におやめください。

近隣への配慮を忘れずに
一定のルールとマナーを守りましょう！

バルコニーでのマナーについて

- バルコニーでの喫煙は、周辺住居に煙が入ったり、洗濯物にニオイがつくなどの迷惑行為につながることもあります。灰や吸い殻を確実に後始末することはもちろん、喫煙時には家族だけでなく近隣の迷惑にならないよう配慮をお願いします。
- 音は予想以上にお隣や階下に響きやすいもの。テレビやステレオの音量、また、バルコニーでの会話など、近隣への配慮をお願いします。

犬猫の飼育禁止について

(ペット共生住宅を除く)

- 団地内では、一般の犬、猫、ハト、ニワトリなどの動物の飼育、また、友人等からの預かりや連れ込みも禁止しています。
- 団地内では、野良猫等へのエサやりも禁止しています。共同生活のルールとマナーをしっかり守りましょう！

快適な生活を送るためにも結露対策を実践しましょう！

結露対策について

湿気を含んだ暖かい空気が冷えた壁や窓ガラスなどに付着し、空気中に含まれている水蒸気が水滴に戻ることによって結露が生じます。

水蒸気は、朝晩の調理や入浴による発生のほか、目には見えませんが開放燃焼型の石油ガスストーブやファンヒーターの使用、さらに人間の身体自体からも発生しています。

また、これらの水蒸気は発生源の部屋だけにとどまらず、住宅の各部屋全体に拡散していくので、水蒸気を発生していない場所、例えば、北側居室や押入の中など思いがけないところでも、意外に水蒸気量が多くなっています。

結露が発生しやすい場所

結露が発生しやすい場所は、窓ガラス面や冷たい外気に接する北側居室の壁、押入の壁、浴室、便所の壁などです。特に押入は、外気によって壁が冷やされる上、布団などの収納物で空間がふさがれているため、空気の対流が悪く、より発生しやすい場所といえます。

あおぞら編集室／〒812-0892 福岡市博多区東那珂1-10-15 TEL092-451-0027 FAX092-431-7072

安全!安心!快適に!
暮らしの
備忘録
防災意識を忘れずに!
vol.4 | 火災にご注意

要注意!電気機器、配線器具が原因の
住宅火災が昨年度より増えています!

毎日使う電気機器、配線器具などを、もう一度チェック!

一昨年は出火原因の6番目だった「電気機器」が、昨年は4番目となっており、この冬は注意が必要です。とくに10年以上使ってきた電気機器は、劣化や間違った使用方法などによって発熱・発火を引き起こす恐れがあるため、ていねいに、慎重に使いましょう!

建物火災の主な出火原因と経過

① コンロ

—— 放置、消し忘れ、可燃物の落下、過熱

② タバコ

—— 不適當な場所への放置
火源の落下・接触／残火の処置が不十分

③ 放火

—— ライター／マッチ

④ 電気機器

—— 短絡／スパーク／絶縁劣化

⑤ 配線器具

—— 金属接触部が過熱／スパーク

⑥ ストープ

⑦ 電灯電話等の配線

⑧ 放火の疑い

⑨ 焚き火

⑩ 電気装置

時間帯別住宅火災の死者発生状況

死亡事故につながる住宅火災の出火時間は、就寝直後の時間帯から深夜にかけて多いことがわかっています。ストーブなど就寝前の火の元は、しっかり確認しましょう。

① 0時～2時

④ 22時～24時

② 4時～6時

⑤ 6時～8時

③ 2時～4時

※参照／消防白書、NITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)ホームページより

漢字あそび
プレゼント
クイズ

空欄に入る漢字の一文字はなに?

睦月 如月 弥 卯月

クイズ正解者の中から抽選でプレゼント!

ハガキにクイズの答え、ご希望のAまたはBコースいずれかをご記入いただき、〈住所・氏名・年齢・電話番号〉と、「あおぞら」をお読みいただいた感想などを添えてご応募ください。

Aコース
Quoカード
1000円

抽選で
5名様

Bコース
図書カード
(500円)2枚

抽選で
5名様

◆宛先／
〒812-0892
福岡市博多区東那珂1-10-15福岡印刷(株)
「あおぞらプレゼントクイズ」係
◆締切／
2022年3月31日(当日消印有効)

家賃等及び駐車場利用料金口座振替について

入金のご確認をお忘れなく。

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	25日の方	24	25	26	
27	28					

支払期日が25日の方は2月25日(金)引き落としとなりますので2月24日(木)までに、
支払期日が末日の方は2月28日(月)引き落としとなりますので2月25日(金)までに、入金くださいますようお願いいたします。

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	25日の方	24	25	26	
27	末日の方	30	31			

支払期日が25日の方は3月25日(金)引き落としとなりますので3月24日(木)までに、
支払期日が末日の方は3月31日(木)引き落としとなりますので3月30日(水)までに、入金くださいますようお願いいたします。

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	25日の方	6
17	18	19	20	21	22	23
24	25	末日の方	28	29	30	

支払期日が25日の方は4月25日(月)引き落としとなりますので4月22日(金)までに、
支払期日が末日の方は5月2日(月)引き落としとなりますので4月28日(木)までに、入金くださいますようお願いいたします。

06 あおぞら 第243号 2022年2月

第243号 2022年2月 あおぞら 07

団地ひろば

原団地
福岡市早良区

「親子で秋を見つけよう！
おさんぽビンゴ」を開催！



「おさんぽビンゴ」の説明

令和3年11月23日の祝日、団地内を親子で散歩しながらビンゴの目印を探して完成させるという「おさんぽビンゴ」が行われました。そのほか、絵本の読み聞かせや手形アート、プロによる撮影会など盛りだくさんの催しに参加した7組の親子も大喜び。「子どもにとって新鮮な時間でした」「子どもがのびのびと楽しんでいて嬉しかった」など、ご家族の思い出に残る秋の1日となりました。



家族写真のプリントをお土産に！



目印の遊具を発見！



花壇で目印のお花を発見！



保育士さんが指導する手形アートでは秋を表現！

星の原団地
福岡市早良区

福岡大学スポーツ科学部の
柿本先生をお招きし
「体操ミニ教室」を開催！



体をひねる体操、痛いときは控える！

令和3年11月27日(土)、集会所には17名が参加。講師に招いた柿本先生は、「股関節を動かさないと膝や足が痛くなります。正しい姿勢を保ち座骨を左右均等にしましょう」と、まず立ち姿をチェック。続いて、肩回り、腰回りの体操。膝が痛いという方へは「正しい姿勢で足の裏をちゃんとついて歩き、つま先と膝は同じ向きに曲げること」とアドバイス。皆さん、真剣な面持ちで取り組んでいました。



基本は、まず正しい姿勢を！



手足の指でゲーとパー！



柿本先生が考案した「スイマー体操」も！



アーベイン友泉
福岡市中央区

「相続・遺言等」について
弁護士を招いた勉強会を開催！

令和3年11月28日(日)、福岡県弁護士会の弁護士を招き、終活の一環として相続に関する勉強会を集会所で開催。相続の基礎知識、また、遺言がなかったために起きた実際の揉め事などを相続関係図を示しながら弁護士の詳しい説明があり、参加者は皆、真剣な面持ちで耳を傾けていました。皆さん、「相続や遺言を考えるいいきっかけになった」と語っていました。



相続等に関する相談は、
福岡県弁護士会
「法律相談センター」まで。
Tel 050-783-552